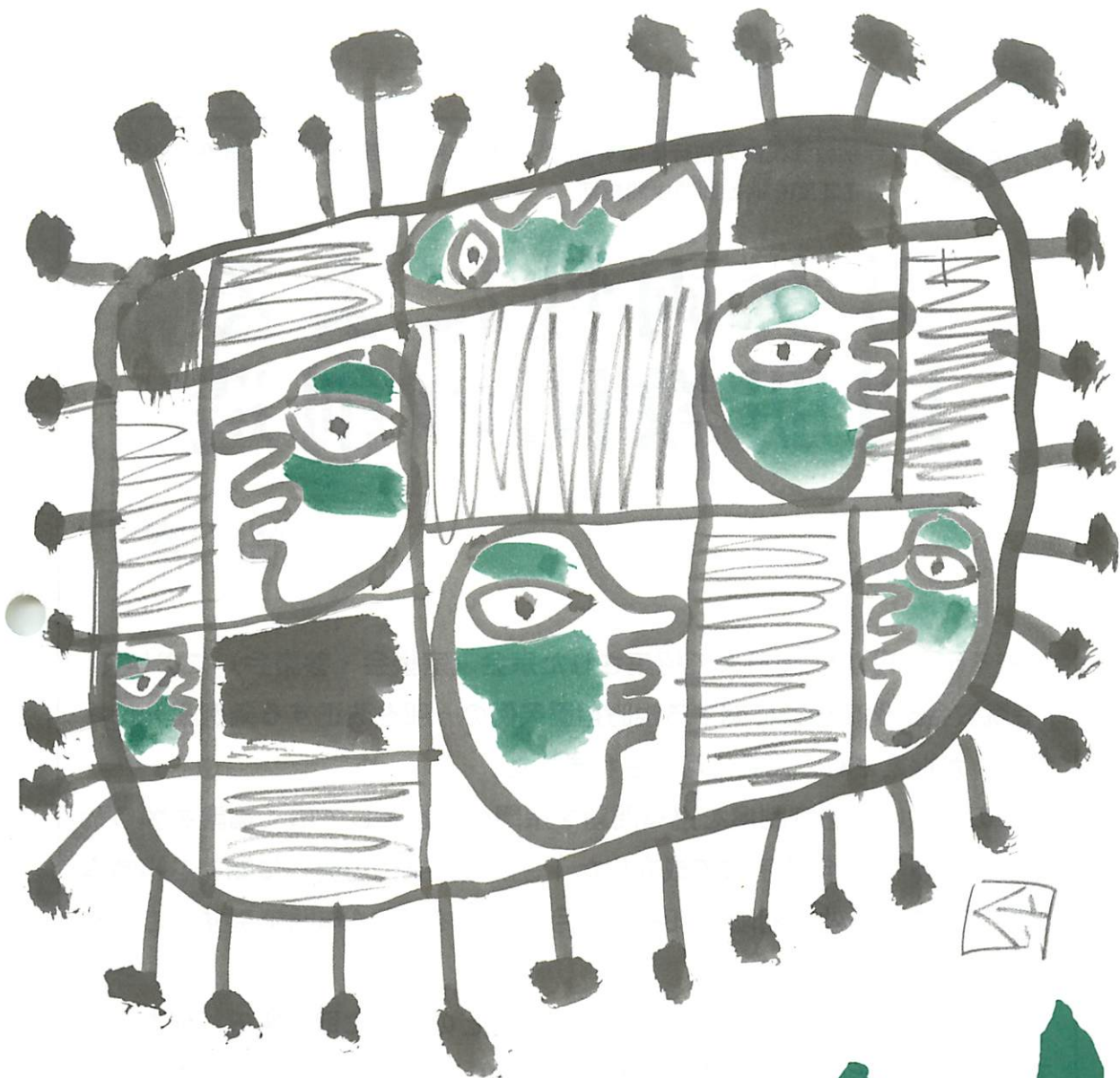




ああ

女性室広報誌

◆＜特集＞ 男女両性による同朋教団の創造
—坊守制度中間総括—

◆1998年度女性室公開講座報告

◆コラム「ゆらぎ」 ◆投稿「声」

◆本の紹介 ◆新スタッフ紹介 ◆編集後記

5号

1999・9

〈特集〉「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例の一部を改正する条例」施行
坊守制度を巡る問題中間総括

男女両性による 同朋教団の創造

女 性 室

去る6月3日から16日まで招集された宗会（宗議会・参議会）において、「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例の一部を改正する条例案」（9頁参照）が提案され、両会で可決されました。

この条例は、坊守制度を巡る問題を宗門の課題として広く論議を願うために、去る1997年の宗会で成立した「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例」の遵由効力期限（1999年6月30日）を更に1年間延長することを目的とした条例です。

これまでの2年間に女性室ではこの問題にどのように取り組み、何を願ってきたのか、そしてそこから見えてきた課題はどういうことか。また、これから是非とも必要と思われる取り組みについての女性室としての提案を、一つの節目を迎えた今、中間的な総括としてまとめました。

はじめに

女性室が開設されたとき、「教団の枠を超えてもっと幅広い活躍を」と願われていました。このことは、教団の中でこれまで「構成員」と見られてこなかった女性たちの立ち上がりによって気づかされ、生み出

されてきた願いであるはずです。しかし、これまでの女性室の歩みの中ではその願いを持ちつつも、どうしても教団内発想に止まらざるを得ない現実があることも実感させられています。今回の坊守制度を問うことによって、これまで“男性教団”としてやってきた教団のあり方そのものが問われ

ているということが見えてきました。また、女性自身にとっては自ら何を選んでどのように生きるのかが問われてくるものでした。

では男性は…？。住職であることを自明のこととしている多くの男性は、「坊守をどのようにしてあげようか」という視点でしか考えられなかったように思われます。また一方、男女ともに「こういうものだ。こうしてやってきたんだ。」というところに座り込んでしまって、なかなか課題になってこなかった面もあったようです。このことが論議のかみ合わない一つの要因ではなかったでしょうか。

男性中心の長い歴史をもつということで、現在の教団の制度や条例も男性・住職を前提としたものになっています。女性が住職就任の機会を得た今、まさに“男女両性で形づくる教団”が願われてきています。そういう意味で、教団そのものを根底から見直すことが迫られています。

そこに立って、もっと広く女性のそして男性の生き方、主体的な選びの問題、そして寺や教団のあり方を課題として、男女がともに作り出していく宗門を目指す基本となる条例を生み出すことが必要です。そこから、あらゆる制度、機構、教学、教化を見直していきたいと私たちは思っています。

女性室では、次のような具体的な取り組みをもって歩み出したいと願っています。皆さんとともに…。

◆この2年間で…

女性室では、この2年間に各教区教化委員会や教区坊守会等が開催された研修会や学習会にスタッフが出向いて経過説明をするとともに、坊守をめぐる問題がどのように受け止められているのか、参加者の方々のご意見をお聞きし、さらには寺院や住職・寺族に関わる問題性についても論議を発展させていくことが必要であることをお伝えしてきました。

また、宗務総長や女性室に各教区の坊守会・検討委員会、そしてグループからの要望書なども届けられました。そこには旧態依然とした寺院・教団の体質の中に抑圧されてきた坊守・女性たちの、主体的に教団を荷負い直したいという強い意欲を読みとることもできます。また、まだ議論を継続すべく期間延長をというもの、あるいは結論は出ないまでも課題化されてきたものもありました。

しかし、論議を始めるに際して当初の願いとしてあった、この問題を通して坊守のみならず寺院・教会や住職・寺族、そしてご門徒をも含めたところでそのあり方を問い直していただきたいということに、この2年間で本当に取り組めたといえるでしょうか。時間不足もさることながら、このことが単に坊守あるいは女性の問題として矮小化して捉えられてしまうような傾向が強く、議論が当初の願いのような方向には深

めきれず、宗門に関わる一人ひとりの課題として認識されるまでには至らなかったという宗門の厳しい現実があったことをあらためて痛感しました。

これまで、女性住職が実現したことや、宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」が設置され、その答申が公開されたこと、そして女性室が設置されるという宗門の取り組みの根底にある“男女両性による”という願いは何だったのか。今回の問題が個々人の課題となってこないという、この宗門の体質こそが本当は問われるべきではないでしょうか。

◆どういう問題なのか

今回の坊守をめぐる問題をもう一度整理し直しますと、それは、単に教団の制度の上に坊守をどう位置づけ直すかということにとどまるものではありません。まず、寺院や教団に深く根をおろしている性差別の実体が正しく問題として認識されなければなりません。そしてまた坊守を問うということは、同時に住職・寺族や門徒との関係、さらには寺院のあり方そのものが問われてくるという認識が必要です。

具体的には、住職の「世襲」の問題や「寺族」制度の問題等には、戦後廃止されたはずの「家」制度と同質の問題性が指摘されています。これは同朋会運動15周年全国大会(1977年)で確認された「古い宗

門体質の克服」という課題の一つとして、宗門に関わる一人ひとりが自らの課題としていかなければならない問題でもあります。

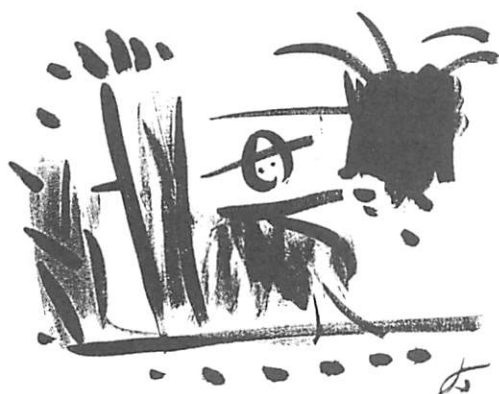
さらには、門徒・同朋に開かれた聞法道場としての寺院・教会のあり方を目指していくとき、現在の住職中心主義やそれに伴う候補衆徒制度、寺族制度、坊守制度などが人と人との対等な関係をかえって疎外していないか、それこそ存廃まで含めて協議すべき時期にきているとも思われます。しかし、存続か廃止か、是か非かということだけでは、事の本質を問わないまま問題を覆い隠すことになってしまい、寺院が本来の聞法道場としての機能をどのように回復していくかという大切な視点を見失わないようにしていかなければなりません。

そこで、議論をとおして明らかになってきた方向性として、女性の宗政参加はもちろん、男女両性が同朋社会の実現に向けてどのように歩んでゆくのか、これまでとすれば僧と俗という一面でしか課題化してこなかった「同朋」という関係を、「男女」という新たな視点で考えることの重要性が見えてきたのではないかと思います。このことは、宗門がいのちとする真宗同朋会運動に新たな運動論を喚起していく大きな機縁になると考えています。

たとえば、長年の教団問題をとおして課題となってきたこととして、寺族優位による寺院運営の問題性と寺院の公性の回復ということがあります。そういう課題と今回

の論議の中で声のあった“坊守を役職に”という一つの方向性をどう関係づけて考えたらいいのでしょうか。ともすればそのことが、寺檀制度から脱皮して、すべての者が「会員」として等しく位置づけられていくという真宗同朋会運動の願いから、かえって遠ざかってしまうことにならないように、慎重に考えるべきだと思います。

むしろ「役職とは何か」と改めて問い直してみる時、今まで自明のこととしてきた“住職”という存在そのものが初めて問題になってくるのではないのでしょうか。



◆男性にとっての坊守問題

今回の問題の最初の論点は、坊守をどう位置づけるのかということと同時に、「男性の坊守がありうるのか」ということでした。坊守の問題を性差別という視点から捉えた場合、その解消の方法として、男性社会としてあった教団の組織の中への女性の

進出をどれだけ認められるかという考え方があります。しかし、どこまでも男性教団を無批判に是認したうえで、ある意味では女性が“男並み”になることを求めるものであってはいけません。本当の意味で男女が対等に向き合い、男女両性が共に参画する道を考えることによって、これまで当然としてきた男性中心の社会や教団が問い直されることに繋げていくべきだと思います。坊守を住職の内助とし、その中に女性を閉じこめてきた男たちのあり方が問われるべきであり、「男性坊守」という言葉に違和感をもつ理由は何かを明らかにしなければ真に坊守を問い、新たな坊守像を見いだすことはありえないでしょう。そういった意味で、この坊守の問題は男性の問題なのだという認識を明確にもつべきです。

◆女性の宗政参加

さらに、「坊守に選挙権を」という意見も要望書の中に多くありました。これは、宗門の意思決定機関における性の不均衡を是正するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）をという発想に立った意見だと思います。しかし、前述のとおり救済措置あるいは暫定処置として坊守に選挙権を認めるという方法は、本来的に男女が対等な関係になるということではありません。またその場合には、必ず選挙資格に付随して「坊守の資格をどうするのか」とい

う問題が生じてきます。

ですから、坊守という特定の人たちだけを対象にする以上、これが本当の意味での女性の宗政参加への積極的改善措置になるのか、慎重に検討する必要があります。現行の選挙制度を多少拡大して坊守の参加の方法を盛り込むのでなくて、やはり選挙制度そのものの改革や得度及び教師の資格取得のあり方などを見直すことを通して、坊守に限らずすべての女性を視野に入れたところでの抜本的な改善がなされるべきだと思います。

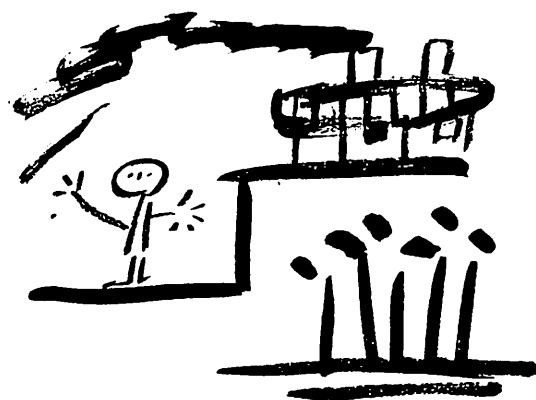
◆課題の整理と具体的運動の展開

ところで、今回議論の対象となっている「寺院教会条例」という規則そのものは、主として寺院教会の管理・運営面について定めることを趣旨としてきた規則です。ですから、これからどのように「坊守」を規定するにしても、現行では、その趣旨の範囲を超えて定義づけすることには無理があります。

つまり、あくまで寺院の管理運営という面での「坊守」を、「寺院教会条例」のなかでどう規定するかということが今回の改正を巡る具体的な内容であって、女性の宗政参加の課題や宗門に身を置くすべての女性の役割や位置づけをどうすべきかという問題は、「寺院教会条例」ではなく、それぞれの関連する条例のところで具体的に語

っていかねばなりません。ですからまず、これらの問題は「寺院教会条例」という規則の範疇を超えた問題であるという確認と論点の整理をした上で、今回の論議の中から明らかになった様々な課題にどのように取り組んでいくのか、宗門の方向性や方針を確認しつつ運動として展開していく必要があります。

具体的には、①寺院教会における坊守の定義の問題（「寺院教会条例」の範疇）と、②女性の宗政参加、つまりは選挙制度の問題（「宗議会議員選挙条例」や「教区制」「組制」等の範疇）、③そして同朋会運動の推進（教学及び教化施策）ということ等がきちんと整理されて議論されないと、そこに混乱を生み、発展性が見いだせないばかりか、寺院教会条例における坊守の定義についての結論をもってすべての問題に終止符が打たれてしまうことにもなりかねません。



◆女性室からの提案

では、坊守制度の問題に一定の結論を出すと同時に、今後の女性の参加による宗門活動の活性化と男女が共同して取り組む同朋会運動のあらたな方向性を、いったいどのように提示していくのかという問題になってきます。

私たちの宗門の中で「性差別」の問題を語ろうとすると、必ず「それは機の自覚というところで解決できる問題だ。真宗には似つかわしくない。」などという形で切り捨てようとする傾向があるように感じます。しかしそれは、これまでの仏教がつくり広めてきた「五障三従」の問題に代表される性差別の責任を回避し、殊に明治以降の日本の国家体制の中で意図的に植え付けられてきたジェンダー（社会的・文化的に作り出された性別）という問題や、性差別の現実を覆い隠すことになります。また、自分の都合の良い解釈によって真宗を語りそれを当然とするところに問題を感じます。

教団の主要な決定機関はすべて男性によって占められている現状に象徴されるように、制度のいかに拘わらず、私たちの教団では女性の参画が全く不十分であり、確実に性差別が存在しているといえます。まず私たちは、国際社会の大きな潮流である男女平等に関する条約や、先に改正された男女雇用機会均等法など社会の取り組みに

ついて真摯に学ぶべきだと考えます。

具体的には、女性に関する教学・教化・制度の歴史的検証作業を宗門の施策として打ち出すこと、そして男女の共同参画による更なる同朋会運動の推進がどうしても必要な課題であることを宗門内外に明らかに宣言するための基本法的条例（仮称「男女共同参画推進条例」）の制定、さらに、男女共同参画を具体化するための行動計画の策定が不可欠なのです。

そしてその「条例」と具体的な「行動計画」に基づいて、宗門の法規・制度・施策・意識の点検と整備・改善をしていくべきだと考えます。そしてまた、今回の論議期間中にいくつかの教区に設置されたような「検討委員会」がすべての教区に整備され、宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」答申（1996年『真宗』5月号掲載）に示されてあるように、教区における女性研修の内容や組会への女性の参画などの諸々の課題が発展的かつ継続的に論議されることが願われているのです。

女性室では、男女両性による同朋教団へ向けての具体的取り組みとして、

- ① 「男女共同参画推進条例」（仮称）の制定
- ② 男女共同参画を推進するための行動計画の策定
- ③ ①②に取り組むための検討機関（審議会）の設置

以上の三点を必要不可欠なこととしてここに提案し、実現に向けて歩みを進めていき

たいと考えています。

女性室の現段階での判断はこのようなどころにあります。今後は先述の三つの提案を積極的かつ公性をもって、より多くの人々の声を聞きながら、男女両性の共同参

画による同朋教団をめざして議論を継続していきたいと思います。

1999年度 女性室公開講座

女たちと男たちの 寄り合い談議パート3



ひとりの女^{ひと}が生きようとする時、「女であるからといってなぜ？」という疑問とくやしさにぶつかったことは少なくないはず。

長い歴史の中で、女たちはどのように生きてきたのだろう。どうしてこのような状況が作り出されたのだろう。今まで男たちの視点で語る歴史の中に、あまり女たちの生きざまは見えてこない。

今、あらためて女たちのれきしを学んでみたい…。そんな思いで企画しました。

女たちも男たちもいっしょに聞いてみませんか？

女たちの れ・き・し

第1回 「古代の女たち」 —古代の結婚と女性—

10月8日(金) 京楽真帆子さん（茨城大学助教授）

第2回 「中世の女たち」 —家とジェンダー—

11月26日(金) 脇田 晴子さん（滋賀県立大学教授）

◆場 所 大谷婦人会館（東本願寺北隣）

◆時 間 毎回Pm5時～7時

◆参 加 費 無 料

◆問い合わせ 真宗大谷派宗務所組織部
女性室 TEL.075-371-9187

第3回 「近世の女たち」

第4回 「近代の女たち」

第5回 「現代の女たち」

※期日・講師は未定です。

資 料

寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例の一部を改正する条例

1999年条例公示第8号

寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例(1997年条例公示第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1999年6月30日」を「2000年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公示の日から施行する。

宗会宗務総長演説 (抜粋)

女性の宗門活動について

女性の宗門活動につきましては、女性室を中心とする取り組みが、現在も鋭意なされております。その中から、いわゆる「旧い宗門体質」と言われる閉鎖性が問題となる中で、様々な課題が論議されてきていることでありますが、このような課題性にもとづき、今後の女性の宗門活動の活性化と男女が共同して取り組む同朋会運動推進の新たな方向性を提起するために、まず男女平等社会の実現を目指している国際的・社会的な歩みに学びながら、宗門の男女共同参画の視点に立った教学・教化・諸制度の検証作業を展開する必要性があると思われます。そして男女共同参画による更なる同朋会運動推進が宗門の緊急かつ重要な課題であることを宗門全体で確認し、その推進のための条例の制定と審議機関の設置に取り組みたいと考えております。

「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例の一部を改正する条例案」提案趣旨

1997年、「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例」が施行され、以後2年間にわたり、「坊守」のみにとどまらず、寺院の在り方も含めて広く論議をお願いしてきた結果、各教区坊守会などを中心に多種多様の意見書・要望書が提出されてまいりました。

その要望内容を集約すると、

- ① 論議のために臨時措置条例の遵由効力期限の延長を願う
 - ② 「坊守」を存続させるとともに、一定の資格条件をつけて「役職」として位置づけ、宗政参加への門戸を広げるべき
- との内容になると思われます。

しかしながら、その内容をつぶさに見れば、

- ① 女性の宗政参加の問題と坊守の位置づけの問題が混在して考えられている
- ② 論議が女性や「坊守」の問題のみに捉えられている
- ③ 男性側の意見が見えてこない

という問題点も挙げられます。

そもそも、今一度「坊守」の位置づけがどのようなものであったのかを冷静に見極めるならば、「家」制度をそのまま採り込んできた男性中心の宗門にあって、男性住職を実質的に補完する住職の配偶者を「坊守」と呼び、その立場を一見重んじながらも、逆に宗門の性差別を温存助長させてきたものであると、深い懺悔に立って認識すべきであります。

また、現在の社会における性差別の撤廃、そして男女共同参画の流れの中、真宗同朋会運動を推進することをいのちとする宗門において、門徒・同朋に真に開かれた聞法の道場としての寺院運営の在り方を問うならば、単に坊守の問題だけではなく、寺院に居住する者、つまり「寺族」制度などについても視野に入れなければなりません。

このような問題をかかえながらも、現在の宗門制度においては、得度・教師及び住職における男女間格差の撤廃、並びに長男子世襲制の廃止と着実に改正を進めてきた結果、宗政参加についていえば、すでに制度上は男女ともに同等の道が開かれております。

しかしながら、宗門や寺院の現状は、今なお古い宗門体質を内包していると深く反省しなければなりません。

そのような現状にあって、「坊守」を新たな役職として位置づけ、かつその役職によって宗政へ参加するということは、寺院におけるすべての役職の職務権限や選定基準などに新たな問題を引き起こすこととなり、また、現在の宗門の諸制度や寺院運営に隔たりが生じ、問題を残すこととなります。

また、今回様々な要望書に表れている「従前の坊守の規定では不十分である」というご意見については、言い換えるならば「女性が、主体的に寺院運営と宗政に関わりを持てる方途を開いてほしい」ということであり、これらの要望は、「積極的に男女両性が参画できうる寺院運営、宗政参加の施策を具体的にどう開いていくのか」というご意見と受け止めさせていただくものであります。

したがって、この際、古い宗門体質を温存内包する大谷派寺院の在り方について、「坊守」の位置づけの問題を含めてその将来展望を構築するという取り組みと、女性の宗門活動の活性化と男女両性で形づくる教団への取り組み、つまり女性の宗政参加の問題は、分離して考えるべきであると判断いたしましたことでもあります。

そこで、主体的に寺院運営に関わる方途、また主体的に宗政参加に関わる方途をどのように開くのか、という問題について、内局としては、今後全宗門挙げて論議していただく必要があると考え、この際、寺院運営や宗政参加の方途を開く指針として、次の2点を提起するものであります。

(1) 門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営をめざして

寺院を取り巻く社会状況は、いよいよ複雑化し多様化する一方であり、寺院に居住する者の日常の対応は多岐にわたり、また、その責任は重いものがある。

これまで、その一翼を「坊守」が担ってきたことは事実であるが、今後男女平等の視点に立ち、かつ「家の宗教から、『個』の自覚へ」というスローガンのもと真宗同朋会運動を推進する宗門として、真に門徒・同朋に開かれた聞法の道場としての寺院運営を行うため、古い宗門体質を温存する諸制度について厳格に点検・検討し、真宗大谷派の寺院運営が如何にあるべきかを見定めていく必要がある。

また、男女両性による宗門及び寺院の運営や社会的対応を的確に進めるためには、性を問わない役職（住職・副住職・責任役員・総代等）のイメージの定着も図らねばならない。

したがって、今後これらの点を踏まえ、女性室の取り組みとともに、新しい寺院運営の在り方に向けての論議を展開していくこととする。

(2) 男女両性で形づくる教団をめざして

同朋社会の顕現を使命とする宗門においては、男女両性がいかに宗門を担っていくのかということ大きな課題として取り組まねばならないことは明らかである。

それには、宗門が国際社会の大きな潮流である「女子差別撤廃条約」（正式名称「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」）や、地方自治体において取り組みが進められている「男女平等推進条例」、あるいは、先般改正された「男女雇用機会均等法」（正式名称「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」）について真摯に学び、古い宗門体質の克服という最重要課題のひとつである「性差別」の問題、あるいは性別による役割分担固定化の問題への取り組みとして、宗門の男女共同参画の視点に立った教学・教化・諸制度の検証作業を行い、男女共同参画による更なる真宗同朋会運動の推進を指向するものである。

したがって、その基本となる条例制定を目指し、制度・施策・意識の点検と整備がなされ、実質的な女性の宗政参加が実現することを願うものである。

以上2点について、内局として広く宗門に指針を提起するものであります。

しかしながら、坊守の法制化については、今の時点においては、無理な形で役職として位置づけず、従前のとおり呼称として存続させることと判断いたしましたものであります。

よって、「坊守」についての具体的な法制化は、この判断に基き、改正内容と問題点を整理し、1カ年以内に審議会の審議を経て、結論を得たいと考えています。

また、前述2点の指針については、内局としてさらに方向性を明示するための作業を進め、検討委員会等の場を設定し、広く論議をお願いし、取り組んでまいるものであります。

したがって、以上の理由により、今議会においては新たな条例改正は行わず、「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例」の遵由効力期限を1年間延長いたしましたものであります。

1998年度 女性室公開講座

女たちと男たちの 密い談議 パート2

報告

—あたり前ってほんとにあたり前?—

第2回

「〈家〉の近代 —ジェンダーという視点から—」

〈お話〉井桁 碧 さん

筑波女子大学助教授

1999年1月27日

大谷婦人会館

講義より

★性別役割分業というシステム、あるいは性別役割という観念がどう設定されるのか。社会的文化的に構造化された権力関係を問題とする視点で、近現代の〈家〉とは、すでに性別役割分業に関するイデオロギーを含んだものである。

★古代中世では、通婚つまり婚姻関係の単位、主従関係の単位として〈家〉が成立してきた。近世では単位が小さくなり、農民・町民の上層階級にまで枠組みが成立し、相互管理システム、連帯責任として法的に大きな意味をもった。それによって明治民法での〈家〉の制度化にすぐのっていきけるような生活意識が作

られていた。

★富国強兵を目指す明治政府は、その実現を担う臣民の養育は女の役割とし、それに適合するものを「良妻賢母」と表現した。そして、大正期に近代的な性別役割としての“主婦”が登場した。

しかし女は公的な政治経済への参加は認められなかった。公的出世から排除された女は、女の役割の中で出世する女と男並みに人間としてありたいという女に二極分解した。

★今日、強く感じることは〈家〉と呼ばれているものが、人間が人間を評価する価値基準となっていること。憲法第24条に結婚は両性の合意のみによるとなっているが、その時、個人が個人を判断する価値基準に家意識が厳然として存在している。そういう意味では両者の合意による結婚もその両者の差別意識によってうまくいっていると言えるかもしれない。結婚届とは元々、公に認められた男女の関係を設定するための制度で、届けなければ不利益を被るシステムになっている。戸籍とは、個々人でなくひとまとまりとして届出るもので、権力の経済基盤を安定させるには良

いシステムであった。

★自分が満足していたことそのものを問う、構造的に捕らえる視点が大事である。

(この講義は女性室発行『女性問題学習資料集1』に収録されています。)

アンケートより

★かつて男衆^{おとこし}に交じって雨の日も雪の朝でも“男女平等”に肉体労働をして、ドロまみれになって働いていた女たちからは、「おくさん」と呼ばれる女性があこがれの地位であったということを、日銭で暮らしをつないで生きてきたおばさんに聞いたことがある。女の中にも階級があることを。結婚という制度から排除されていく女と、結婚という制度にしばらく居る女(男)がいる。ということは単に裏返しではなく「制度」に何か問題を解く鍵があるのだろうか…。

第3回

「男と女の現在 —男のあたり前?—」

〈お話〉中村 彰 さん

メンズセンター運営委員会座長
1999年3月12日
大谷婦人会館

講義より

★阪神大震災から4年たち、まだまだ被災地では心のキズをぬぐえずにいる人も多い。仮設住宅でのアルコール依存や孤独死が繰り返し報道されたことは記憶に新しい。

なぜ、孤独死するのだろうか。「これまで住みなれた地域から否応なく切り離され、新たな交流がまだ育っていないから」。そんな言説が世間に広がっていたように思うが本当なのか。

孤独死した人々の多くは男性であった。同じように孤独死していても、発見までの日数は、男性より女性の方が断然早いという情報もある。先の理由が正しければ、男女差があることの説明にはなっていない。長年住み慣れた地域に暮らしている時から、男性は地域とは断絶していたという言い方は暴論だろうか。

★地域に根をはっている妻が、夫と地域との橋渡し役をすることによって夫は地域とつながっていると錯覚している。男性の中には、自らの意思で地域との交流を閉ざしている人だっている。隣近所の家族構成を把握し、道路で出会っても相手の名前や暮らしぶりなどを思い描ける男性は少ないのではないか。日々、寝に帰るのみの暮らしでは、そもそも地域の人々との出会いの機会などあるわけがない。男たちは、自分の子どもだって、しっかり関わりを持てていると力強く断言できるだろうか。

★十数年前にこの世界に入るきっかけになった女性たちのグループが、『お墓どうするの?』と調査したとき、色々な回答の中で、「夫と同じ墓はいや」と「死後離婚、を選ぶ女性」がいた。女たちの選びの中から、男性自身の問題として問うていかなければならないと考える。

★思えば男たちは、幼いころから「男の子でしょ、泣いてはダメ」と我慢強くあることを求められてきた。感じたままに「悲しい、つ

らい」と表現することをしないと教えられ、喜怒哀楽を表に出すことを禁じられてきた。そんな育ち方をした大人の男たちが、自らの心の内をさらし、感じたままを伝えることに苦手意識を持っていても当然といえば当然なのだ。

★仕事を捨てよとはいわないが、家庭や地域、趣味の世界にも根をはるマルチ人間でありたいものだ。

アンケートより

★男性にとって現代は本当に生きにくい時代になっているなとつくづく思いました。せめて家庭の中に生きやすい場を提供してあげようと思いました。これはまたまた男性を甘えさせるだけのことでしょかね。でも男性が生きづらい社会は女性にとっても生きづらい社会なんですよ。

第4回

「法律の中の男と女」

〈お話〉 角田 由紀子 さん

弁護士

1999年4月28日

大谷婦人会館

講義より

★憲法第14条で性差別を禁止している。そしてこの10年間で男と女が法律でどう変わってきたかという、ほとんど性中立的になってきている。

★1986年に男女雇用機会均等法ができ、女性たちの運動で少しずつ女性の人権が確かな方向になってきているが、日本においての社会構造が女性を生きにくくしているのもまた確かである。

★女性の人権を奪っているものとして、性暴力、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントがあり、家父長制社会のものの考え方がこれらを見えにくくしている。女性を家の「もの」として見、夫のもの、子どもを産むものという考えにおいて性的自由はないと同じである。性的な関係が男性側からは主従関係としてみられており、所有意識が抜けていない。また、法制度がそれを成り立たせているところもある。

★女性であることで、差別されることは勿論あってはならないが、何が差別かと判断することが難しい。そのことを見据えて法律で守っていかなければならない。

アンケートより

★今まであたり前だと思っていた女性に対する待遇（よくなった面の）が、女性たちによって変えられてきたことだと気づきました。何しろ考えていたり、思っているだけではだめで、まず声に出し、行動することから始まるのだと改めて思いました。

★日本では「人格に対する犯罪」といった、目に見えないものに対する感覚が鈍いのだなあと思いました。そして一方でその言い訳として「社会通念」という、これまた目に見えないものが利用されているわけで、どちらの面でも見えないものを見えるようにしていく作業が必要だと感じさせられました。

第5回

「介護と女性」

〈お話〉ホルム麻植 佳子 さん

1999年5月24日
大谷婦人会館

講義より

★“福祉”とは、これまで貧困救済という考え方だったけれども、もう一つ、あたり前の人間として、豊かでしあわせな暮らしができるかどうか。つまり、人、もの、金すべてにわたって支援をしていくノーマライゼーションということがいわれている。

★人間の一生のなかで、生れてから学齢期までは弱者、働いて税金を払っている間は強者といわれるが、歳をとると弱者になる。また、震災や交通事故で、誰もが弱者になる可能性がある。そうなったときに普通に暮らしていけるかどうか。

★普通に暮らすとは、朝起きて一日の生活のリズムの中で男女両性が性の差別なく、あたり前に暮らす。あたり前の収入とあたり前の住環境。

★自己決定＝自らのやりたいことをやる。そのためには、情報をもたなければできない。例えば乳ガンの場合、乳房の切除と保存の方法がある。そのとき、それぞれどうなるか情報を得て、自分で決める、ということである。

★介護の現状は、介護する側は70代が一番多く、60代そして80代の女性で90%を占めている。その内の70%が腰痛で悩まされて

いて、介護にあたる人も、される人もそのどちらも歳をとっているのに、疲れて虐待がおこる。

★介護労働をお金に換算すると月54万円になる。これを女が無償でやってあたり前という考え方が女を低く見ているということになる。また、妻が疲れているのに家事をしようとしなない男は、夫とは呼ばない。

★老年痴呆症になっている人の気質は、①無趣味、②友人が少ない、③一つの物事にこだわる人が多い。ぼけないキーワードは自立。精神の自立・生活の自立・経済の自立である。

アンケートより

★男性たちに聞いてほしい。男性が目覚め立ち上がることがなければ、結局は周りを含めて苦しまねばならない社会になることが、介護を通してはっきり見えてきた。

★平易な言葉で厳しいお話を聞かせていただきました。やがて介護を受ける年齢になってきましたので、他人ごとではありません。介護保険制度が施行されます。地域によって保険料も受けられるサービスも違うようですが、ノーマライゼーションの心は違ってはなりません。現在、いのちに視点をあてていない日本の政治の元で、果たして一人ひとりのいのちの尊厳は守られるのでしょうか。幼い頃から家庭や学校で、自立心、そしてやさしい人間教育が重要です。



新しい学びを 願い求めて

——ホームスクーリング——

子どもが病気とか、ケガ以外で学校を休むことをあなたはどのように思いますか。多くの大人、親たちはそれを許そうとしない。そんな大人たちが作っている社会が現代です。そんな全体主義の中で子どもが長期間にわたり、病気、ケガでなく、学校に行かなかったらどんな風に周囲から見られるでしょうか。あの子は学校に行っていないダメな子。そして子どもを学校にやれないダメな親…と。学校に行ってあたり前。子どもは学校で勉強(学ぶ)するもの。子どもの仕事は勉強。だから色々と嫌なこと、辛いことがあっても我慢して行く所。本当にそうなのでしょうか。本当に学校以外では学べないのでしょうか。

我が家のU君は4才から保育所、幼稚園、小学校と、外での学びを中心としてきました。その彼が小学校3年生、8才の6月から学校をやめ、家での学び(ホームスクー

リング)に切り換え、今では家庭での学びが中心になり、丸3年が過ぎました。今まで彼が学校を中心に学んできた学びと、この3年間の間に身につけた学び、また、これから学んでゆこうとしている学びの方向とは…。

昨年の文部省の発表では、学校に行きたいが行けない、また、行きたくなくなってしまった子どもたち、何らかの形で学校を拒否し、学校以外での学びを求めるいわゆる不登校、登校拒否と呼ばれる小・中学生が10万人を超えたといわれています。しかも少子化により子どもたちの数が年々減少しているというのに、それに反して学校に行かない子どもたちが増え続けているのが現実です。

また、学校現場においては、いじめ、自殺、保健室登校、学級崩壊…等。子どもたちを取り巻く状況は悪化するばかりです。そんな中において、フリースクール・スペース・サポート校のような民間の子どものリズムに合わせた、子どもの要求に応じた様々なオルタナティブ(別のもう一つの方法)な学びの場が増えています。

その「ホームスクーリング」というのは、大人と子どもが共に育つという方法で、子どもが学校に行くのではなくて、家庭や図書館、博物館、プール、公園…等、地域の色々なソース(資源)を利用しながら、その子どもの興味や関心に添った「生活の中の学び」を大切に、子ども自身が選び、自分のペースでやるのがホームスクーリング

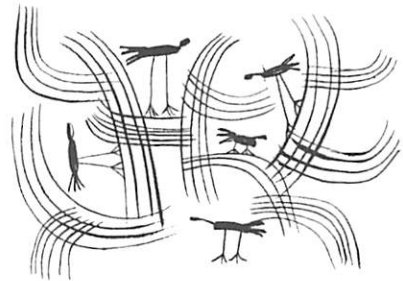
です。欧米では、ホームスクーリングも義務教育の一つの方法として法的、社会的にも認められていて、それを選択する家庭も年々増加しているということです。

ホームスクーリング、それは周りの価値観とか、常識にふりまわされないで、自分で考え、判断し、選びとっていく生き方で、自らが主体的に生きる。自分自身の主役になるということで、そのことは学校依存の学びからの解放であり、与えられ、予定された学びから、自らの内奥より起ってくる要求(好奇心)に従った学びの冒険であり、学びの原点に返るという方向転換です。依存者的な生き方から、独立者への生き方を学ぶ、それがホームスクーラーです。そんな学び方を今、願ひ求めています。

最後にアメリカのデモクラティック(民主主義的な)スクールの創設者のダニエル・グリーンバングさんの言葉を紹介します。

「学ぶということは、どういうことをさせられたかというプロセスではなく、どういうことを自分がしたかというプロセスです。」

(山陽教区 後藤明照)



■女性室に新しいスタッフが加わりました。

(1999年4月10日付)

■草野 龍子 (くさの りゅうこ) 久留米教区真教寺坊守

1960年生まれ。父、母、夫、3人の息子持ち。

女性室の看板の裏側に「男性室」と書いてあると聞いて、こっそり裏側を見ました。……何も書いていない。あとでたずねましたら、見える人には見えるとのこと……。ウーン私にはいつ見える?!!

「寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例」が提示された大切な時期に、スタッフに加えてもらいました。女と男が寺の中で、いかに自由に我慢なく、ときはなたれて生きていけるかが私の大きな課題です。

やらす

1999年夏—Uターン

八月、お盆過ぎのある日の新聞紙上に
見た読者コラム。

Uターンラッシュ

おれたたちのことじゃなかったのか

——ガイドライン関連法

——通信傍受法

——国旗・国歌法

(宇治・蛙の子)

目にした途端、思わず笑いだしかけた。だが、笑っている場合じゃない、と姿勢を立て直して思う。まだある、住民総背番号制、「憲法調査会」設置や靖国神社特殊法人化の検討etc.etc…と。

やれ“ミッチーvsサッチーの熟女バトル”、それタイガースが勝った負けた、宇多田ヒカルのレコード700万枚売り上げ、テレビ局女子アナ、スタッフ某々のスキャンダル、等々の話題に空騒ぎの体の裏側で、政治は社会は、ある意図の下に着々と歩みを刻んでるようだ。まことに1999年の夏は、後の世の人々にとって、日本の歴史上特筆すべき時となるであろう。

なぜ今、こうも急激な動きなのか。政府首脳筋の意向としては、今世紀の課題は今世紀中に解決を図りたいということらしい。だが、事柄自体への賛否以前に、その進め方になにやらききな臭さを感じられる。その勢いでさらなる制御の手が、家庭や学校や職場に伸ばされるかもしれないという危惧も。

そんなことを思い思いしている折、何年ぶりかで旧友に出会った。公立小学校の教師であるその人は、学校現場の荒れや行事での「日の丸、君が代」問題に話が及ぶと、しみじみとした口調で言った。「校長・教頭といえ、以前は人格的にも尊敬できる人が多かったけれど、いまはずいぶん変わってしまった気がする。上に楯突かず旨く世渡りをするタイプの人が増えた、というより、そんな人でないと校長にはなれない。だから賢いひとはさっさとそういう生き方に…」。校内の教職員の見解は無視しても、外部の声には敏感に反応する管理職が少なくないという。「学級崩壊」、子どもの暴力に加えて教師の破廉恥行為の激増、が報じられるなか、さらに教育現場におけるUターンの荒波が懸念されてならない。

大谷大学教授 松村尚子

本の紹介

♪『オトコが「男らしさ」を棄てるとき』 豊田正義 著 飛鳥新社

父親像との葛藤、母性からの抑圧、そして会社という試練の中で「男らしさ」という幻想に苦悩するオトコたち。

メンズリブ東京代表の著者がその活動の中で聞き取っていった生の苦悩を紹介しながら、「男らしさ」という呪縛をのがれて自分らしく生きることの意味を問いかける。オトコを知る意味では是非読んでほしい一冊。

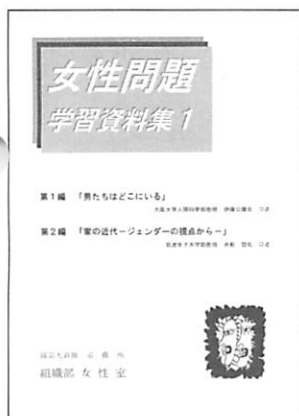
♪『いのち、響きあう』 森崎和江 著 藤原書店

「若い頃から、私はふしぎでなりませんでした。なぜ死は思想や哲学や宗教の対象となるのに、産むことは思索の対象として発展していないのだろうと。」(本文より)

敗戦後に夫と二人で子を産むことが自然なこととし、いのちを生み継ぐという生命界の自然を作者の独特な表現方法で示しています。

体内自然という言葉にもおどろきました。お薦めの一冊です。

女性室『女性問題学習資料集1』を発行しました!



女性室では、性差別の問題を男女が共に学び、課題を深め合う契機になればとの願いをもって1997年度から公開講座「女たちと男たちの寄り合い談議」を開催して、多くの方にご参加をいただいております。しかし、遠方の方からは地方での講座の開催を望む声をお寄せいただいております。

そこで今回、『女性問題学習資料集1』として、これまでの公開講座の講義のなかから、特に「男性学」と「家」制度についてのお二人の先生の講義録を一冊にまとめました。

多くの皆さまに女性問題を学ぶ一助としてご活用いただければ幸いです。ご希望の方は、女性室までご連絡ください。

第1編 「男たちはどこにいる」 伊藤公雄氏 (大阪大学人間科学部教授)

第2編 「家」の近代—ジェンダーの視点から— 井桁 碧氏 (筑波女子大学助教授)

A4版 46頁 無償

1999年女性室活動日誌

【女性室会議・公開講座等】

- 1月10日 巨津善祐・松本良平スタッフ任命
1月12日 第41回女性室会議
1月13日 1998年度 第2回女性会議 (～14日)
1月18日 三条教区願興寺寄贈図書現物寄附採納式
1月27日 第42回女性室会議
1998年度 第2回公開講座
1月28日 『あいあう』座談会
2月24日 第43回女性室会議
3月12日 第44回女性室会議
1998年度 第3回公開講座
4月10日 草野龍子スタッフ任命
4月27日 第45回女性室会議
4月28日 「男女共同参画社会基本法」スタッフ学習会
1998年度 第4回公開講座
4月30日 『あいあう』第4号発行
5月10日 第46回女性室会議
5月24日 第47回女性室会議
1998年度 第5回公開講座
6月3日 第48回女性室会議
6月18日 第49回女性室会議
7月1日 第50回女性室会議
7月27日 第51回女性室会議
8月18日 第52回女性室会議

【スタッフ派遣】

- 1月22日 大聖寺教区学習会
1月26日 大阪教区学習会
3月29日 富山教区同朋会議
4月21日 奥羽教区坊守会研修会 (～22日)
5月7日 久留米教区坊守会研修会
5月20日 山形教区学習会 (～21日)

* 編集後記 *

ミッシェル・フーコー(フランスの哲学者)は、一方的に見る眼差しが権力の発生基盤であり、それは私たちが生きる日常の関係の中に縦横に存在しており、そして、いかに自分自身が権力的でない関係を持ちうるかということを一生涯の課題とした人と紹介されていました。(['障害関係論'])

このことは、自分が生きるために他者を自分の世界に引きずり下ろしながら生きている事実を言い当てているとも言えます。そんな中で親鸞聖人は御消息集に「ともの同朋にねんごろのころ…」と記されています。「ねんごろのころ」とは、一体どういう「ころ」なのか、あらためて自問しています。(松)

◎本誌4号に下記の誤りがありましたので訂正し、お詫びします。

- P.7 右段 12行目 仏教意外の→仏教以外の
P.17 詩「エンピツ」の後半2行はもろさわようさんの言葉でした。
P.21 右段 15行目 五従と三障→五障と三従
P.28 左段 10行目・23行目 公報誌→広報誌

◇女性室広報誌 あいあう 第5号◇

発行 1999年9月10日
発行人 木越 樹
発行所 真宗大谷派宗務所 組織部女性室
〒600-8505 京都市下京区烏丸通七条上ル Tel.075-371-9187

表紙絵・カット 加藤 伝 (KATO TSUTAU)